

平成31年 2月25日

事業主 殿

全国設計事務所健康保険組合
理事長 内田 勝巳
(公 印 省 略)

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧にかかる
療養費の申請方法について（変更のお知らせ）

日頃より、当健康保険組合の事業運営につきまして、ご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費（以下、「あはき療養費」という）の支払方法につきましては、平成30年6月の厚生労働省通知及び同年8月の同省事務連絡により、平成31年4月以降、「受領委任制度」（※1）が導入され、「代理受領払い」（※2）は同制度導入後に廃止となることが通知されました。

これにより、健康保険組合は「あはき療養費」の支払方法を「受領委任制度」又は「償還払い」のいずれかを組合会にて選択（決議）するよう指示があり、当健康保険組合では、第137回組合会で審議を頂いた結果、給付適正化の観点から、従来の支払い方法「償還払い」及び「代理受領払い」から、「償還払い」（※3）へ移行することが決定とされました。

つきましては下記のとおり、平成31年4月施術分から取り扱いを変更いたしますので、ご理解をお願い申し上げますとともに加入者の皆様へのご周知について重ねてご協力をお願い申し上げます。

なお、この「あはき療養費」の取り扱いの変更につきましては、当健康保険組合のホームページにも掲載いたしますので、併せて加入者の皆様にご周知をお願いします。

記

1. 変更内容

平成31年4月施術分より、**償還払い**での支払い方法となります。

（窓口で施術料の全額を支払った後、被保険者が健康保険組合に療養費の申請を

行っていただく方法)

※なお、現在受療している施術者（鍼灸院・マッサージ院等）に「31年4月施術分より加入している健康保険組合の取り扱いが変更になった」という旨をお知らせ願います。（同封のリーフレットをご提示ください。）

2. 申請方法

療養費支給申請書（はり、きゅう、あんま、マッサージ用）に必要事項を記載のうえ、当健康保険組合までご提出ください。

（添付書類）

- ・領収書原本（患者氏名、金額、施術日、領収印のあるもの）
- ・医師の施術同意書原本

3. その他

- ・「あはき療養費」は、当健康保険組合において審査のうえ支給決定を行います。
- ・給付金（あはき療養費）の振込先は、事業所の給付金受領口座となります。
- ・医療機関との併用確認等のため、お支払いは、およそ施術月より4～5ヶ月後となります。
- ・療養費支給申請書（はり、きゅう、あんま、マッサージ用）については、4月にホームページに掲載予定です。

（※1）受領委任制度

患者は一部負担額を施術所で支払い、療養費支給申請書に請求委任の署名をする。施術者等と健保組合は受領委任規程に則り事務の取り扱いを行い、療養費は施術者等に支給されるもの。

（※2）代理受領払い

患者と施術者等の契約による委任請求に基づき、療養費は施術者等に支給されるもの。

（※3）償還払い（健康保険法第87条 健康保険法施行規則第66条）

患者は施術料全額を施術所で支払い、療養費は被保険者等からの申請と領収書原本等の提出に基づき被保険者または患者に支給されるもの。

【お問合せ】

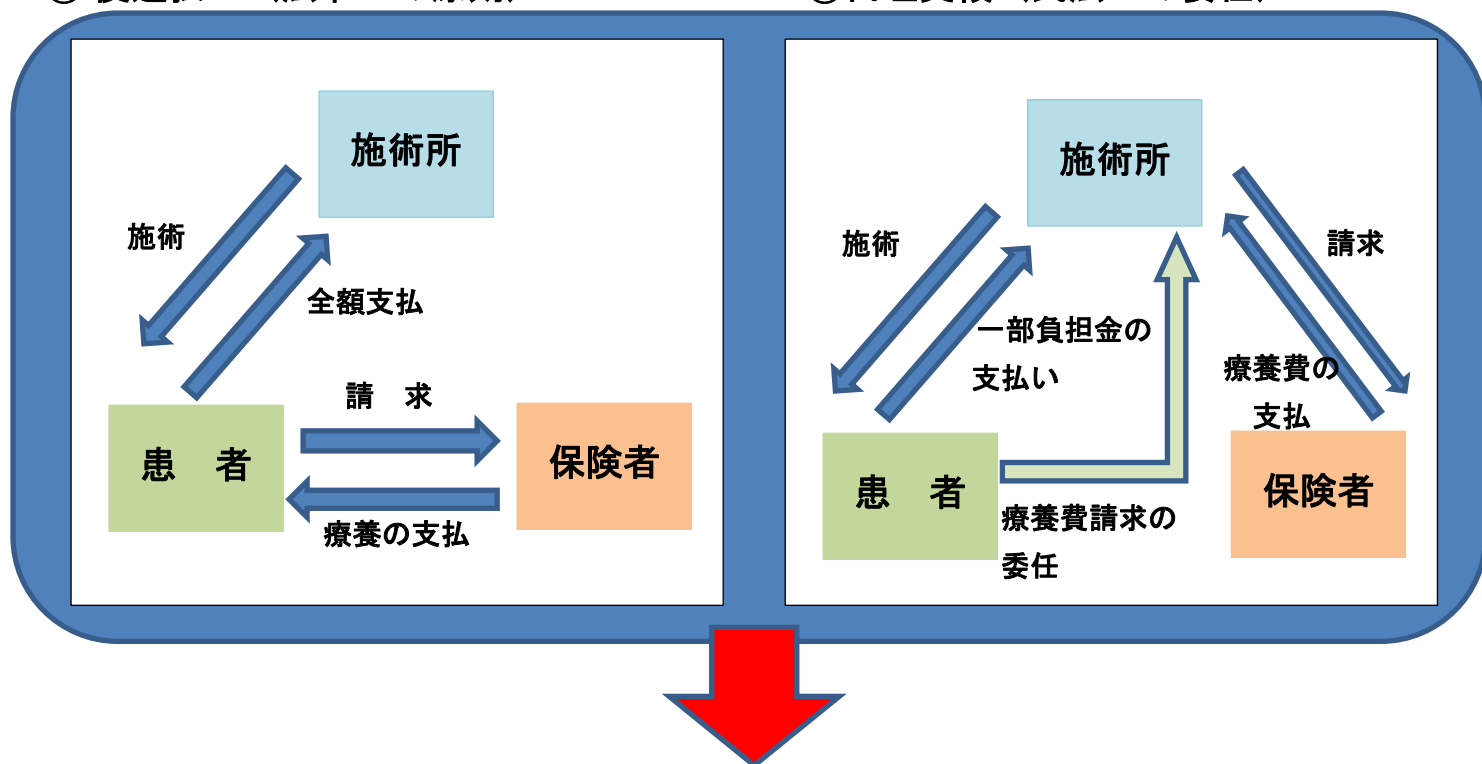
全国設計事務所健康保険組合

第二業務部 給付課 TEL 03-3404-7344

現行の支払い方法

① 償還払い（法令上の原則）

② 代理受領（民法上の委任）



今後の支払い方法

償還払い（法令上の原則）

